

第 I 章 各期の状況と区の対応

第 1 期 令和 2 年 1 月～6 月（第 1 波）

特徴

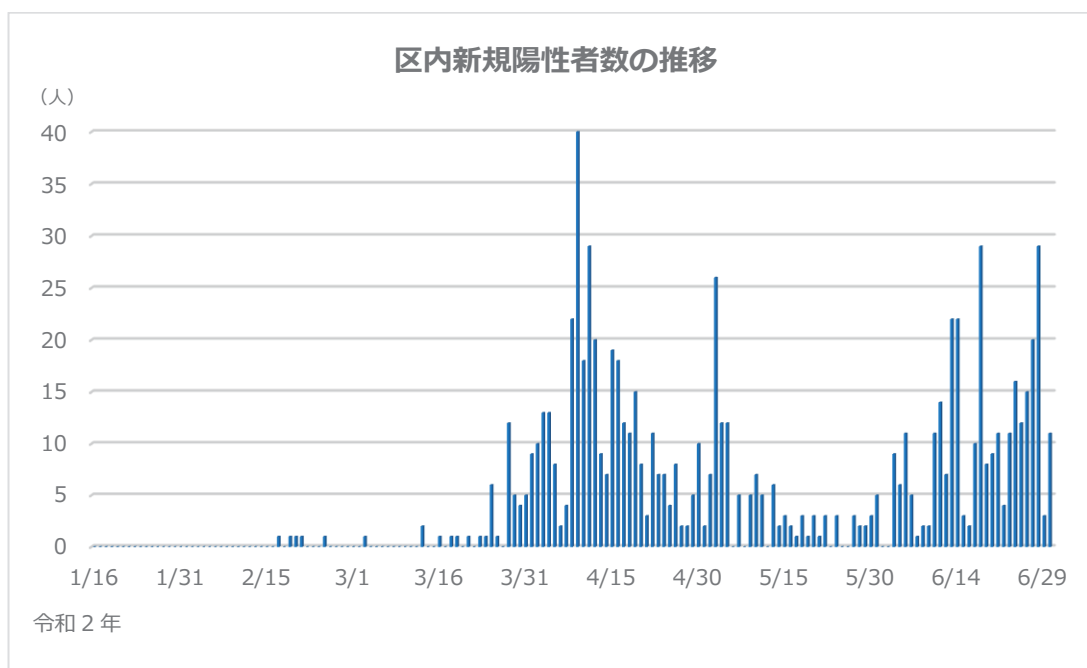
未知なるウイルスの脅威

～地域の医療関係機関との連携と組織的な対応体制の構築～

第 1 期における感染状況【保健予防課／区政情報課／危機管理課】

区分	新規陽性者総数／第 1 期	死者数	最大新規陽性者数（日付）
区内	822 人	8 人	40 人（4 月 9 日）
都内 [※]	6,225 人	325 人	206 人（4 月 17 日）
全国 [※]	18,295 人	972 人	663 人（4 月 11 日）

※ 参照：厚生労働省HP「データからわかる-新型コロナウイルス感染症情報-」



国・都・区の緊急事態等の措置【危機管理課】

措置等・期間	措置等の概要
<p>緊急事態措置① 2年4/7～5/25【都民向け】 2年4/11～5/25【事業者向け】</p>	<p>【都民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛等を要請 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の休業を要請 ・ 飲食店の営業時間の短縮を要請（5時～20時） ・ イベントの開催中止を要請
<p>感染拡大防止強化期間【区独自】 2年4/24～5/6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年4月以降の区内感染拡大状況を踏まえ、大型連休に向けて、さらなる感染予防を区民に働きかける <p>(1)神楽坂通りの混雑緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週末における広報車等による働きかけ ・ 看板の設置（牛込警察署） ・ 商店街と連携した広報 <p>(2)区立公園の混雑緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者利用が多いスポーツコーナーの閉鎖 ・ バasketゴールの利用中止 ・ 混雑している公園の広報車による巡回呼びかけ ・ 子どもが密集している大型複合遊具の利用中止 <p>(3)防災行政無線による広報強化（1日2回→1日5回）</p>
<p>【都独自の措置】 2年5/26～6/18</p>	<p>【都民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛等を要請 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の休業等を要請 ・ イベントの開催制限を要請 ・ 飲食店の営業時間の短縮を要請（5時～20時等）

<p>コロナ警戒期間【区独自】 2 年 5/26～6/30</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の感染状況等を踏まえ、緊急事態宣言解除後も「コロナ警戒期間」を設定し、区民に感染拡大防止を呼びかけ、期間中は原則として、区主催のイベント等は中止、区施設は利用中止 (1)不要不急の外出自粛 (2)徹底した衛生管理 (3)新しい生活様式の十分な理解
--	---

区の実施

対策本部の設置【危機管理課】

- ・「新宿区新型インフルエンザ等行動計画」に基づく「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」に準じた対策本部を設置（初回時は「新型コロナウイルス関連肺炎」の仮称を使用）

設置日	対策本部名称	事務局
2 年 1 月 29 日	健康部新型コロナウイルス感染症対策本部	健康政策課
2 年 2 月 3 日	新宿区新型コロナウイルス感染症対策本部	危機管理課

対策本部の主な決定事項【危機管理課】

- ・新型コロナウイルスの感染状況や国・都における感染対策等を踏まえ、区対策本部会議において、以下の感染対策等を決定

開催回	開催日	決定事項
第 9 回	2 年 2 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・区立屋内スポーツ施設及び区立博物館等の利用中止（3/1～3/31） ・区立図書館の一部サービスの中止（3/1～6/18）
第 14 回	2 年 3 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・区主催イベント等の中止期間及び区施設の利用中止期間を延長（4/1～4/15）
第 19 回	2 年 4 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・区主催イベント等の中止期間及び区施設の利用中止等期間を延長（～5/10）
第 21 回	2 年 4 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・区施設の利用及び区立公園の団体利用中止（～5/10）

第25回	2年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染拡大防止強化期間」の設定（4/24～5/6） ・区主催イベント等の中止及び区施設の利用中止等期間の終期を「新型コロナウイルスが収束するまで」に変更（区立小中学校、学童クラブ事業等、保育園、子ども園を除く）
第30回	2年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・「コロナ警戒期間」の設定（5/26～6/30）
第31回	2年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・区主催イベント等及び区施設利用の原則中止（「コロナ警戒期間」中）
第32回	2年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・休日窓口の再開（6/28～） ・窓口事務の時間延長の再開（6/30～） ・区立博物館、区立記念館、新宿観光案内所及びふらっと新宿四谷店の再開（6/16～）
第33回	2年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外スポーツ施設、区立公園内施設及び公衆喫煙所の再開（7/1～）
第34回	2年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・通常登校への移行（6/29～） ・通常登校移行による学童クラブ、放課後子ども広場プラスの利用時間の設定
第35回	2年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設、区立屋内スポーツ施設等の再開（7/15～） ・区民ホール、新宿文化センター（大・小ホール）の再開（8/1～） ・イベント等の取扱い（7月以降、個々の事業ごとに判断） ・審議会等各種会議の取扱い（7月以降、開催、書面開催、延期又は中止のいずれかを検討） ・区立学校の運動会、学芸会等、遠足及び社会科見学の中止（2学期終了時まで）

医療・保健・予防対策【保健予防課】

・未知なるウイルスの発生に伴い、国内での発生への備えや感染状況等に応じた対応が求められる中、感染症法や厚生労働省及び都福祉保健局からの通知に基づき、積極的疫学調査、入院調整及び健康観察等を実施するとともに、区としての体制を整備

【感染拡大予防】

実施時期	実施内容
2 年 1 月	・厚生労働省からの通知及び感染症法に基づき、保健所において PCR 検査を実施
2 年 1 月 10 日	・厚生労働省及び都福祉保健局からの「武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起の事務連絡」等を踏まえ、健康部で情報収集など対策準備を開始 ・感染症に関する最新情報とともに咳エチケット、手洗いの励行、執務中のマスク着用について庁内に情報発信
2 年 4/27～7/31	・国立国際医療研究センター病院への委託により「新宿区新型コロナウイルス PCR 検査スポット（PCR 検査スポット）」を設置

【相談・疫学調査・療養支援体制】

実施時期	実施内容
2 年 1 月 29 日	・電話相談の増加に伴い、健康部内保健師の保健予防課従事を開始
2 年 1 月 30 日	・「新宿区新型コロナウイルス相談電話」を開設（のちに「新宿区新型コロナウイルス電話相談センター」に名称変更）
2 年 2 月 7 日	・「新宿区帰国者・接触者電話相談センター」を開設（同日、都は「東京都帰国者・接触者電話相談センター」を開設） ・平日日中の時間帯は区、それ以外の時間帯は都が相談対応を行い、24 時間の電話相談を連携して実施
2 年 4 月 1 日	・庁内各部局職員の選出を受けて、保健予防課兼務発令を行い、保健予防課の体制を強化
2 年 4 月	・感染により外出ができない自宅療養者に対し、衛生材料等の物資（消毒液、マスク、パンフレット等）を区職員が自宅に配達するなどの物資輸送を開始
2 年 4 月～5 月	・自宅療養者に対して、保健所が自宅又は滞在先に搬送車両を手配し、指定の病院にて PCR 検査を行い、就業制限解除の基準となる陰性確認を実施

【自宅療養者の療養期間（厚生労働省の通知に基づき実施）】

時期	期間
～2年4/30	・陰性確認ができるまで※
2年5/1～5/28	・発症日から14日間経過するまで
2年5/29～6/11	・発症日から14日間が経過し、症状軽快後72時間が経過 ・無症状病原体保有者は発症日（検査日）から14日間が経過
2年6/12～4年1/27	・発症日から10日間が経過し、症状軽快後72時間が経過 ・無症状病原体保有者は発症日（検査日）から10日間が経過

※いずれの時期も陰性確認により療養期間は終了となるが、重症者等におけるPCR検査機会の確保の観点から、2年5月1日以後の期間は積極的な陰性確認の検査は実施せず

【医療提供体制】

実施時期	実施内容
2年4月	・入院調整が難しくなる中、都が入院調整本部を設置し、都内広域に入院調整を開始 ・都が入院治療の必要がない軽症や無症状の感染者を受け入れる宿泊療養施設を開設したため、区は対象者の宿泊療養施設への入所調整を開始
2年4月15日	・新宿区医師会及び区内8病院と連携し、検査・医療提供体制「新宿モデル」を構築
2年4/20～7/3	・民間救急車1台を保健所に常駐させ、急な入院調整等での移送に対応
2年5月	・新宿区歯科医師会及び四谷牛込歯科医師会が「新型コロナウイルス感染隔離患者歯科治療対応マニュアル」を作成し、相談体制を構築
2年5月下旬～ 3年3/31	・トヨタモビリティ東京株式会社からの感染を予防する仕様に改造した乗用車（シエンタ）の無償貸与を受け、当該車両を都から派遣された元東京消防庁職員が6月19日の派遣期間満了まで検体搬送等で運行（2年7/4～3年3/31は当該車両の運行を業務委託し、軽症や無症状の感染者移送に活用）

区民等に向けた広報・情報発信【区政情報課】

- ・新型コロナウイルス関連情報について、広報新宿、SNS 等の広報媒体を活用し、区民等へ周知・啓発を実施

【各媒体の新型コロナウイルス関連情報発信回数】

発信媒体		発行・発信回数
広報新宿	通常号	新型コロナウイルス関連記事を掲載した発行回数 15 回
	臨時号	3 回
SNS		ツイッター（現・X）79 回、フェイスブック 62 回、YouTube 2 回
ニュースリリース		24 回
ホームページ		新型コロナウイルス関連情報を発信（随時）
街頭大型ビジョン		新型コロナウイルス関連情報を発信（随時）

【各媒体の主な発信内容】

発信媒体		主な発信内容
広報新宿	通常号	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関する相談窓口の設置（3月5日号） ・特別定額給付金の案内（5月15日号） ・新型コロナウイルスに便乗した給付金詐欺に注意（6月5日号）
	臨時号	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策、各種支援事業、感染が疑われるときの対処法（4月10日号） ・特別定額給付金の案内（5月25日号） ・6月はコロナ警戒期間、新しい生活様式への段階的移行（6月1日号）
SNS		<ul style="list-style-type: none"> ・貸付等の手続きに必要な証明書の手数料を無料にします（4月27日） ・特別定額給付金詐欺に注意（5月21日）
ニュースリリース		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス相談電話の設置（1月30日） ・年度末までのイベントの中止等（2月21日） ・店舗利用の自粛要請について区長がコメントを発表（3月31日） ・緊急事態宣言を受けて区長がコメントを発表（4月7日） ・区保健所・繁華街事業者で構成する連絡会の設置（6月5日）

ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・区民へ適切な情報を届けるため、感染予防対策や感染が疑われる場合の相談先などを掲載したページ「新型コロナウイルス感染症への対応について」を開設（2月5日） ・区民が必要な情報を探しやすいように、「経済的な相談・支援」、「高齢者の健康維持」、「小・中学校、幼稚園の対応」等、区の新型コロナウイルス関連情報を集約した「新型コロナウイルス感染症対策ページ」を開設（3月24日）
街頭大型ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用などの感染予防を呼び掛ける動画を放映（4月～）

区民からの意見・問合せと区への対応【区政情報課／保健予防課】

- ・区民等から寄せられた新型コロナウイルス関係の意見・問合せに対応

【新型コロナウイルス関係の意見・問合せ件数】

種別	意見・問合せ件数
新型コロナウイルス電話相談センター等	11,770 件
コールセンター（しんじゅくコール）	2,475 件（総件数（27,410 件）の9.0%）
区民意見システム・区長へのはがき等	1,197 件（総件数（2,907 件）の41.2%）
主な意見・問合せ	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染に関する相談 ・医療機関のひっ迫に関する相談 ・区内店舗等における感染症対策について ・保育園・区立学校の休園・休校等の対応について ・特別定額給付金の給付について ・中小企業等への支援について 	

※コールセンター（しんじゅくコール）及び区民意見システム・区長へのはがき等は区政全般に関する意見・問合せ窓口

区への主な対応

【総合政策部・新宿自治創造研究所担当部】

対応の内容	実施期間
<p>● 経済支援等を受ける際に必要な各種証明書交付手数料の免除【p148】</p> <p>新型コロナウイルスの影響による貸付や融資あっせん等を受けるにあたり必要となる各種証明書（①課税（非課税）・納税証明書、②住民票の写し、③印鑑登録証明書）の交付手数料を免除</p>	2 年 4/27～継続
<p>● 外部との Web 会議への対応【p158】</p> <p>本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎利用用の Web 会議用パソコン及びモバイルルータ対応（庁舎外利用可能）の Web 会議用パソコンを整備し、各課への貸出しを開始</p>	2 年 6 月 3 日
<p>● 繁華街新型コロナ対策連絡会の発足・開催【p309】</p> <p>繁華街における感染拡大防止に官民一体となって取り組むため、区と事業者で構成される「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」を発足</p>	2 年 6 月 18 日
<p>● 繁華街新型コロナ対策連絡会の発足・開催【p309】</p> <p>「第 1 回新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」を開催</p>	2 年 6 月 18 日

【総務部・危機管理担当部】

対応の内容	実施期間
<p>● 物資の寄附（マスク・アルコール消毒液等）【p156】</p> <p>区に対してマスク等の現物の寄附を申し出た方の厚意を受けて各所に配布し活用するため、寄附物品を受領</p>	2 年 1 月下旬～3 年 6/29
<p>● 対策本部の設置【p114】</p> <p>区の組織的な対応方針を決定するため、「新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」に準じた「新宿区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置</p>	2 年 2 月 3 日
<p>● 対策本部会議の運営【p114】</p> <p>区への対応方針を決定するため、区対策本部会議を開催</p>	2 年 2/3～継続

<p>●時差通勤の実施【p116】</p> <p>混雑する公共交通機関の利用に不安のある職員への配慮のため、「早出・早帰り」勤務を実施</p>	2 年 2/25～継続
<p>●り患した場合等のサービスの取扱い【p116】</p> <p>新型コロナウイルスにり患の疑いがあり、任命権者が当該職員を職務に就けることが適当でない判断した場合等について、事故欠勤等とする取扱いを実施</p>	2 年 3/2～5 年 5/7
<p>●新宿区安全・安心パトロール隊の活用【p131】</p> <p>来街者に対する早期帰宅や路上飲み防止を呼びかけることを目的として、パトロール隊を活用し、来街者への呼びかけを実施</p>	2 年 4/10～継続
<p>●休憩時間の分散付与【p117】</p> <p>職員食堂や休憩室等に多数の職員が滞留することのないよう、職員への休憩時間の分散付与を実施</p>	2 年 4/14～5 年 5/7
<p>●在宅勤務の実施【p117】</p> <p>徹底して人と人との接触機会を減らすため、職員の在宅勤務を実施</p>	2 年 4/15～5 年 5/7
<p>●特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）徴収猶予の特例制度【p148】</p> <p>新型コロナウイルスの影響で収入が大幅に減少し、一時的に納付し、又は納入することが困難と認められた納税者・特別徴収義務者を対象に、適用要件を緩和した徴収猶予の特例制度を実施（適用期間は 2 年 2 月 1 日から 3 年 2 月 1 日まで）</p>	2 年 4/30～3 年 2/1
<p>●特別定額給付金【p319】</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴う区民等の生活への負担に配慮し、感染拡大防止に留意しながら簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計を支援することを目的に、対象者（区の住民基本台帳に記録されている者）1 人につき 10 万円の給付を実施</p>	2 年 5/11～8/31
<p>●新型コロナウイルス感染症対策寄附金【p337】</p> <p>区における新型コロナウイルス対策を支援する寄附の申し出を受けて、「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」を創設し、区の新型コロナウイルスの感染対策に幅広く活用</p>	2 年 6/2～5 年 5/7

【地域振興部】

対応の内容	実施期間
<p>●施設種別毎の感染リスク分析及び利用再開等の決定【p169】</p> <p>各施設の利用再開に向けて、リスク分析のためのフォーマットを地域振興部が作成し、リスク分析を行うとともに、施設管理者の実施する安全対策及び施設利用者への協力要請事項を整理し、施設の利用再開時期及び再開方法を決定</p>	<p>2 年 5 月下旬～6 月初旬</p>
<p>●町会等地域への情報提供【p143】</p> <p>地域住民等への情報提供のため、区立幼稚園、小中学校、区内認可保育園・認定こども園の職員、児童及び生徒の新型コロナウイルスの感染状況について、各特別出張所を通じて、町会・自治会等へ情報提供</p>	<p>2 年 6/30～5 年 5/7</p>

【文化観光産業部】

対応の内容	実施期間
<p>●セーフティネット保証制度認定【p298】</p> <p>セーフティネット保証制度において、国が新型コロナウイルスの影響を受けたことを認定条件に加えたため、当該条件を満たした区内中小企業者を対象として認定</p>	<p>2 年 3/2～継続</p>
<p>●危機関連保証制度認定【p298】</p> <p>危機関連保証制度において、国が新型コロナウイルスの影響により売上高等が減少していることを要件として加えたため、当該条件を満たした区内中小企業者を対象として認定</p>	<p>2 年 3/13～3 年 12/31</p>
<p>●小規模事業者経営改善資金利子補給【p298】</p> <p>区はマル経融資を受けた区内小規模事業者に対し、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例措置による融資を利用した者のうち、国の実質無利子制度の対象にならない利用者に対して、3 年間で限度に区が利子を全額補助</p>	<p>2 年 3/17～継続</p>

<p>●商工業緊急資金（特例）【p297】</p> <p>区内中小企業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルスの影響により、一時的に売上げの減少等、業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれる区内中小企業者に、融資をあっせんし、貸付利子及び信用保証料の全額補助を実施</p>	2年3/18～継続
<p>●特別商工相談員の設置【p297】</p> <p>新型コロナウイルスの影響による相談件数の急増に対応するため、特別商工相談員による特別商工相談を実施</p>	2年3/18～継続
<p>●店舗等家賃減額助成【p304】</p> <p>新型コロナウイルスの影響で売上が減少している区内中小企業者を下支えするため、賃貸人が借入人の店舗等の家賃を減額した場合に、賃貸人に対して減額した家賃を助成</p>	2年5/7～5年3/31

【福祉部】

対応の内容	実施期間
<p>●自立支援・障害児通所等給付費【p285】</p> <p>サービス事業所での支援を避けた場合において、事業所が可能な範囲での支援の提供を行ったと区が認める場合、報酬の対象とする取扱いの実施</p>	2年3/1～継続
<p>●緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）【p295】</p> <p>新型コロナウイルスによる収入の減少世帯を対象とした緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を実施</p>	2年3/25～4年9/30

【子ども家庭部・子ども総合センター】

対応の内容	実施期間
<p>●区立保育所・子ども園等での感染防止対策【p270】</p> <p>使い捨てマスク及び使い捨て手袋を各園に配付したほか、国の補助金を活用するなどして、サーマルカメラや空気清浄機等の備品を整備</p>	2年2月～継続
<p>●保護者負担の軽減（認可保育所等の基本保育料の減額）【p273】</p> <p>認可保育所等において、一定の条件のもと基本保育料を減額</p>	2年2/25～5年5/7

<p>●学童クラブでの感染防止対策【p275】 保護者が就労等により不在である小学生に対して、事業を継続</p>	2 年 3/2～5/31
<p>●保護者負担の軽減【p281】 小学校、幼稚園、保育施設等の代替としてファミリーサポート事業を利用した場合や、感染対策のため保育施設等から利用自粛要請があり、代替としてファミリーサポート事業を利用した場合に利用料相当額を助成</p>	2 年 3/2～5 年 3/31
<p>●私立保育所等への感染防止支援【p270】 私立保育所等の設置者又は事業者に対し、マスク、消毒液等の購入経費を助成</p>	2 年 3/12～3/31
<p>●保育料減免に伴う認証保育所への助成【p271】 認証保育所が臨時休園等を実施し、その期間における利用者の実費負担額を減額又は返金した場合に、その費用の一部について補助金を交付</p>	2 年 4/6～5 年 5/7
<p>●学童クラブでの感染防止対策【p275】 利用自粛要請を行い、届け出を行った上で利用を自粛した家庭の利用料を免除</p>	2 年 4/9～6/30
<p>●登園自粛要請と対応【p272】 緊急事態宣言が発令されたことを受け、保育園・子ども園等で登園自粛を要請</p>	2 年 4/11～10/31
<p>●子育て世帯臨時特別給付金【p319】 新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯を支援するため、2 年 4 月分（3 月分を含む）児童手当（特例給付を除く）を受給している世帯に対し、児童 1 人につき 1 万円の給付を実施</p>	2 年 5/1～3 年 3/31
<p>●ひとり親世帯臨時特別給付金【p320】 新型コロナウイルスの影響を受けているひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当受給者等に対し、1 世帯あたり 5 万円、児童 1 人追加につき 3 万円の基本給付（2 回支給）と 1 世帯あたり 5 万円の追加給付を実施</p>	2 年 6/19～3 年 3/31

<p>●新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業【p337】</p> <p>コロナ禍で経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的として、食料品等の生活必需品（1万円相当）を提供するため、都と業務委託契約を締結し、対象者の抽出事務や対象者へのカタログ等の送付作業等を実施</p>	<p>2年6/30～3年8/31</p>
--	----------------------

【健康部】

対応の内容	実施期間
<p>●傷病手当金（国保・後期高齢者）【p325】</p> <p>新型コロナウイルスにり患（疑いも含む）により労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができなくなった被保険者に対し、新たに傷病手当金制度を創設し支給</p>	<p>2年1/1～5年5/7</p>
<p>●健康部新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の設置【p110】</p> <p>「新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく「健康部新型インフルエンザ等対策本部」に準じ、「健康部新型コロナウイルス関連肺炎対策本部」を設置</p>	<p>2年1/29～5年5/2</p>
<p>●区の相談窓口の開設・運営【p147】</p> <p>区民等からの相談件数が増加し、保健師等が区民等からの相談に対応するための「新型コロナウイルス相談電話」を開設（のちに「新宿区新型コロナウイルス電話相談センター」に名称変更）</p>	<p>2年1/30～継続</p>
<p>●ハイリスク施設等への初期スクリーニング集団検査【p203】</p> <p>ハイリスク施設（高齢者施設や医療機関等）における感染拡大予防のための初期スクリーニング検査として、濃厚接触者に対して、必要に応じて施設や保健所にてPCR検査を実施</p>	<p>2年1月～5年5/7</p>
<p>●区の相談窓口の開設・運営【p147】</p> <p>新型コロナウイルスに感染した疑いのある方の相談に対応するため、「新宿区帰国者・接触者電話相談センター」を開設</p>	<p>2年2/7～5年5/7</p>

<p>●出産・子育て応援事業【p338】</p> <p>感染防止のために必要な物品等に特化した育児パッケージを配布するとともに、ゆりかご面接を実施した妊婦を対象に育児パッケージ（子ども商品券 1 万円分）の追加配布を実施</p>	2 年 4/1～3 年 3/31
<p>●新型コロナウイルス検査スポットの設置（国立国際医療研究センター病院）【p199】</p> <p>新宿区医師会及び国立国際医療研究センター病院等との連携協定に基づく、新たな検査・医療提供体制「新宿モデル」による PCR 検査の実施と病床確保</p>	2 年 4/15～7/31
<p>●国保加入の手続きの郵送受付実施【p150】</p> <p>国保加入の手続きは原則窓口でのみ受付をしていたが、感染拡大防止のため郵送受付開始</p>	2 年 4/1～継続
<p>●後期短期証交付事務の中止【p150】</p> <p>2 年度の短期証交付事務を中止し、滞納者であっても通常の被保険者証を郵送にて交付</p>	2 年 5 月～7 月
<p>●発生届処理【p197】</p> <p>厚生労働省が開発した新たなシステム「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」を導入し、試行的に利用開始</p>	2 年 6 月 26 日

【みどり土木部】

対応の内容	実施期間
<p>●定期利用駐輪場の使用料・手数料の返金【p151】</p> <p>緊急事態宣言発令に伴い、自転車等駐輪場・路上自転車等駐輪場・自転車等整理区画の定期利用の使用料及び手数料の返金を実施</p>	2 年 4/7～6/30

【都市計画部・新宿駅周辺整備担当部】

対応の内容	実施期間
<p>●区立住宅使用料の減免・支払期限延長【p150】</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、収入が著しく減少し、使用料等の支払いが困難になった区立住宅の入居者を対象に、使用料の減免（概ね 10%～50%の減額）及び支払期限の延長（最大 6 か月）を実施</p>	<p>2 年 4/15～5 年 4/28</p>

【教育委員会事務局】

対応の内容	実施期間
<p>●分散登校・臨時休業等の実施【p243】</p> <p>全国的な感染者数の増加や国の一斉臨時休業の実施の提言、国の方針を踏まえ、区立学校（園）の臨時休業について周知</p>	<p>2 年 2 月 28 日</p>
<p>●分散登校・臨時休業等の実施【p243】</p> <p>区内等の感染状況や国の専門家会議等での提言を踏まえ、区立学校（園）における新学期の対応方針を周知</p>	<p>2 年 4 月 3 日</p>
<p>●分散登校・臨時休業等の実施【p243】</p> <p>国の緊急事態宣言の動向や都の要請を踏まえ、区立学校（園）について、5 月 7 日・8 日を臨時休業とすることを周知</p>	<p>2 年 5 月 1 日</p>
<p>●分散登校・臨時休業等の実施【p243】</p> <p>緊急事態宣言の延期発令を踏まえ、区立学校（園）について、入学（園）式の延期と 5 月 31 日まで臨時休業とすることを周知</p>	<p>2 年 5 月 5 日</p>
<p>●分散登校・臨時休業等の実施【p243】</p> <p>5 月 31 日での臨時休業の終了、6 月中の分散登校の開始及び 6 月 1 日に区立中学校・特別支援学校の入学式と幼稚園の入園式を実施することを区立学校（園）に周知</p>	<p>2 年 5 月 25 日</p>
<p>●LTE 通信対応タブレット端末の貸与【p247】</p> <p>授業動画配信等の家庭でのオンライン学習を実施するため、LTE 通信に対応可能な端末をレンタルし、ネットワーク環境が家庭にない児童・生徒へ貸与</p>	<p>2 年 6/1～3 年 3/31</p>

<p>●分散登校・臨時休業等の実施【p243】</p> <p>授業日数の確保のため、7 月 20 日を「教育委員会が定める休業日」としないこと、区立学校（園）の夏季休業期間の短縮等及び区立学校には 9 月以降は土曜日に半日授業を月に 2 回程度実施することを周知</p>	2 年 6 月 3 日
<p>●分散登校・臨時休業等の実施【p243】</p> <p>分散登校の延長及び中学 3 年生のみ 6 月 15 日から通常登校に移行する（区立特別支援学校の中学 3 年生は除く）ことを周知</p>	2 年 6 月 10 日
<p>●分散登校・臨時休業等の実施【p243】</p> <p>区の感染状況や国・都の方針を踏まえ、6 月 29 日から通常登校に移行することを区立学校（園）に周知</p>	2 年 6 月 19 日
<p>●私立学校・幼稚園に対する支援と連携【p242】</p> <p>各私立幼稚園に対し手指消毒液や空気清浄機など保健衛生用品や感染防止用の備品の購入に補助を実施</p>	2 年 6 月～継続

第 1 期における対応の総括

- ◎未知なるウイルスに対して、区内感染拡大防止を図ることが必要となり、組織的な対応体制を迅速に構築
- ◎区民の不安を解消するため、迅速かつ丁寧な情報提供が求められ、区の各種広報媒体の活用や町会等の地域の関係機関との連携による情報提供を実施
- ◎地域の医療提供体制の強化が必要となり、国立国際医療研究センター病院、新宿区医師会及び区内基幹病院と連携し、検査・医療提供体制「新宿モデル」を構築
- ◎区内の感染状況に応じた対応が求められ、国・都の動向を踏まえ、区主催イベント等の中止・延期及び区施設の利用中止を実施するとともに、区独自に警戒期間を設定し、区民等への呼びかけを実施
- ◎繁華街での感染拡大への対応が急務となり、「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」を発足し、官民一体となって繁華街における感染拡大防止の取組を推進

（参考）都の主な対応

医療提供体制
<ul style="list-style-type: none"> ● 都民の不安に応える相談・初療体制の構築 ・ 新型コロナ受診相談窓口及び新型コロナ外来の開設
<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の枠組みを超えた医療提供体制の強化 ・ 入院調整本部を設置し、患者の重症度、基礎疾患の有無等を踏まえ、広域的な入院先医療機関の調整を実施 ・ 指定感染症医療機関以外の病院にも病床確保等の要請
保健・予防対策
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所の機能維持のための人的支援 ・ 患者に関する情報を一元的に管理し、各保健所と共有する患者情報管理センターの設置
都民、事業者への協力要請
<ul style="list-style-type: none"> ● 都民に対しては、徹底した外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く）を要請（事業者に対し、施設の種別に応じ、施設の使用制限、催物の開催制限等を要請） ● 社会生活を維持するうえで必要な施設を除く幅広い業種・施設への休業要請 ● 中小事業者向け協力金の創設 ● 密集状態等が発生する恐れのあるイベント等開催自粛の要請 ● 小中高校等の臨時休業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の要請を受けて、2 年 3 月 2 日から都立学校の臨時休業を実施（その後、5 月末まで全ての都立学校、区市町村立学校において臨時休業を実施） ● 緊急事態措置相談センターの設置
都民等に向けた広報、情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ● 最新情報・支援情報を発信するウェブサイトの開設 ● 東京都新型コロナウイルス感染症最新情報（モニタリングレポート）の配信 ● STAY HOME 週間の呼びかけ